

豊島区指定介護予防支援業務の受託要件

受託要件1	指定居宅介護支援事業所として、 <u>介護保険法その他関係法令等を遵守</u> して運営していること。また、従事する介護支援専門員については、 <u>登録が有効であること</u> 。												
受託要件2 (研修種別)	<p>必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事していること。 具体的には、<u>下記(1)～(4)のいずれかの研修を最低3年に1回受講し、情報を更新していること。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>研修の実施主体</th><th>研修内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 都道府県</td><td></td><td rowspan="4">介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修</td></tr><tr><td>(2) 豊島区</td><td></td></tr><tr><td>(3) 豊島区の地域包括支援センター</td><td></td></tr><tr><td>(4) 豊島区外の区市町村または地域包括支援センター</td><td></td></tr></tbody></table> <p>※事業所内に(1)～(4)に該当する人が一人もいない場合はご連絡ください。</p>		研修の実施主体	研修内容	(1) 都道府県		介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修	(2) 豊島区		(3) 豊島区の地域包括支援センター		(4) 豊島区外の区市町村または地域包括支援センター	
	研修の実施主体	研修内容											
(1) 都道府県		介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修											
(2) 豊島区													
(3) 豊島区の地域包括支援センター													
(4) 豊島区外の区市町村または地域包括支援センター													
受託要件3	指定介護予防支援に係る責任主体である地域包括支援センターの関与について <u>理解、協力</u> できること。 <ul style="list-style-type: none">介護予防サービス計画の<u>原案を作成する場合</u>には、適切に作成されているか、内容が妥当か等について地域包括支援センターが確認する。介護予防サービス計画の<u>評価を行った場合</u>には評価の内容を地域包括支援センターが確認し、評価を踏まえ今後の介護予防支援の方針を決定する												

《豊島区内事業所向け確認書類の提出について》

◎確認書類(ア)(イ)の提出は必須です

確認書類(ア)	介護支援専門員証の写し (全員分) ※特例措置対象の方は、届出書の「特例措置対象」欄に○をつけ、※1「東京都登録の介護支援専門員の皆様へ」を併せてご提出ください。
確認書類(イ)	研修受講証等の写し (上記受託要件2参照) ※所属する介護支援専門員のうち <u>少なくとも1人が、令和3年4月1日以降に、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修をうけていること</u>

※1【介護支援専門員等の資格の特例措置について】

新型コロナウイルス感染症等の影響により、資格更新時期を過ぎる方については、東京都福祉局発信の「**【東京都登録の介護支援専門員の方へ】介護支援専門員等の資格の特例措置(令和3年1月26日更新)**」に基づき、介護支援専門員証の写しと併せて「**東京都登録の介護支援専門員の皆様へ**」をご提出ください。

受託届を提出後、内容に変更が生じた場合

・隨時、「**変更届**」及び「**変更に伴う確認書類**」を豊島区高齢者福祉課基幹型センターグループに提出してください。
特に介護支援専門員が新たに追加される場合は、地域包括支援センターの請求業務に影響が出てきますので、早急にご提出いただきますようお願い申し上げます。

・書類は豊島区ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。

【検索の仕方】「**豊島区 受託する事業者**」で検索。

【掲載場所】豊島区ホーム>「健康・福祉」>「高齢者福祉」>「ケアマネジメント支援・地域ケア会議」>「事業者向けの情報」>「豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を受託する事業者の方へ」をクリック。